

1 融資の目的

この融資は、市内の小規模企業者に対し、事業に必要な資金を無担保無保証人で保証する融資あっせんを行うことにより、事業の振興を図り、もって小規模企業者の経営の安定に寄与することを目的としています。

2 受付期間

随時

3 小規模企業者とは

○中小企業信用保険法第2条第3項に規定する小規模企業者

・常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の会社及び個人であって、特定事業を行う者であること。

4 融資の対象者

- ① 申込みの日以前1年以上引き続き市内に事業所を有し、1年以上継続して同一事業を営んでいること。
- ② 中小企業信用保険法施行令第1条に定める業種を営んでいること。
- ③ 事業内容が堅実で、資金の返済が確実と認められること。
- ④ 市税等を期限内完納していること。
- ⑤ 保証申込みの日以前1年間に於いて市民税の所得割（障害者、寡婦又はひとり親の控除を受けたことにより、所得割の税額が出ない場合にあっては均等割、法人の場合にあっては法人税割）の納期が到来した税額がある方で、かつ、当該税額を完納していること。
- ⑥ この制度による保証の申込み時において、信用保証協会の保証付き借入れのないこと。
ただし、この制度による保証を除く。
- ⑦ 埼玉県信用保証協会の保証を受けて金融機関の融資を受けている者にあつては、その融資に対する償還を延滞していないこと。
- ⑧ 埼玉県信用保証協会の代位弁済を受けた者にあつては、その代位弁済による債務を完済していること。
- ⑨ 手形交換取引停止処分中（停止処分に準じるものを含む。）でないこと。

5 融資あっせん条件

① 融資の条件

資金 用途	融 資 限度額	融資利率（固定金利）	融資 期間	据置 期間	償還 方法	保証 料率
運転 資金	2,000 万円	融資期間が 3年以内 年1.40%	8年 以内	6カ月 以内	割賦 償還	0.8% 以内
設備 資金		3年超から5年以内 年1.50% 5年超から12年以内 年1.60%	12年 以内	1年 以内		

（注）追加融資は、融資限度額から申込時の融資残高を除いた額の範囲内です。

② 埼玉県信用保証協会の信用保証を付する

6 取扱い指定金融機関

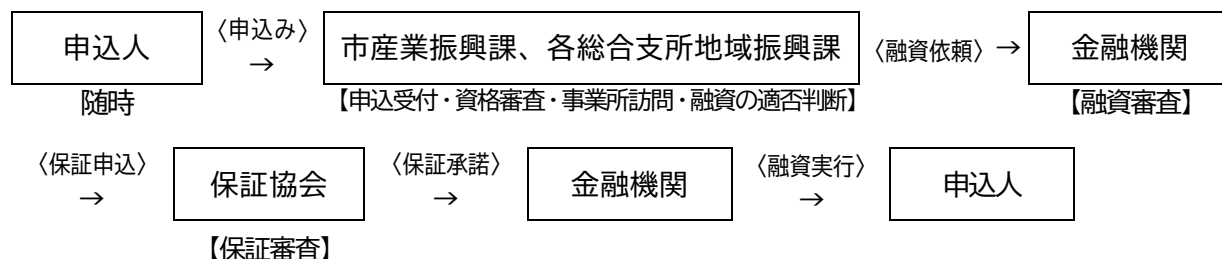
- | | |
|---|---|
| ☐ 埼玉りそな銀行 加須支店、騎西支店、栗橋支店 | ☐ 足利銀行 加須支店、古河支店 |
| ☐ 武蔵野銀行 加須支店 | ☐ 埼玉縣信用金庫 加須支店、花崎支店、騎西支店 |
| ☐ 川口信用金庫 鷲宮支店、栗橋支店 | |

7 申請書類及び添付書類

No.	書 類 名	個人	法人	備考（取得先等）	フック
1	加須市特別小口資金融資申込書	○	○		
2	決算書、申告書等（2年分）		○		
	決算後6か月経過した場合、合計残高試算表		○		
	確定申告書、青色申告決算書（損益計算書、貸借対照表）、 収支内訳書（2年分）	○			
3	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）		○	法務局	
	閉鎖謄本（対象の方のみ）		○	法務局	
	営業証明書	○		税務課	
4	許認可証の写し（許認可事業を営んでいる方のみ）	○	○		
5	法人の印鑑登録証明書		○	法務局	
6	個人の印鑑登録証明書	○		市民課	
7	納税証明（市税完納）等申請書	○	○	税務課	
8	事業税の納税証明書	○	○	県税事務所	
9	事業の概要等調書	○	○		
10	見積書、カタログ、設計図、建築確認済証の写等	○	○	設備のみ	
11	経歴書	○	○		
12	個人情報の提供に関する同意書	○	○		

※申込書類は市のホームページからダウンロードできます。

8 申込みから貸付まで



9 当融資を利用した方への補助制度 ー 利子補給制度と信用保証料補助制度 ー

- ・埼玉県信用保証協会に支払った保証料を最高30万円まで市が助成します。
- ・支払利息の20%を市が補助します。

※完済後一括補助又は毎年補助（1年間に支払った利子に対する補助）の選択ができます。

<申込み・問合せ>

加須市役所 経済部 産業振興課

加須市三俣2-1-1

TEL 0480-62-1111